

【いじめの把握】



【いじめの報告】

把握者⇒学年⇒生徒指導主事⇒教頭⇒校長



【事実確認・方針決定】※学年担任団、いじめ防止対策委員会

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 指導方針の確認
- 役割分担
- 全職員への共通理解
- (必要に応じて)関係機関との連携



【いじめへの対処】

- いじめを受けた生徒のケア(※最優先)
- いじめを受けた生徒への聞き取り (場合によっては周囲への聞き取りも)
- いじめを行った生徒への聞き取り
- いじめを行った生徒への指導
- (必要に応じて)関係機関への相談

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
校内	<input type="checkbox"/> いじめ行為からの保護 <input type="checkbox"/> 安全確保のため教職員の見守りの強化 <input type="checkbox"/> 3か月を目安としたいじめ解消に向け組織的に注視し心身のケアを行う	<input type="checkbox"/> 自分の行動を振り返ったり、相手や周囲の人の気持ちを考えたりして適切な行動の仕方を伝える <input type="checkbox"/> これからどのように生活をしていくかを一緒に考える	<input type="checkbox"/> よりよい集団をつくるためにどうしていくかを考える <input type="checkbox"/> 周囲での助け合いなど自浄作用を促す
保護者対応	<input type="checkbox"/> いじめ事案に関する事実経過を説明する(※途中経過でも) <input type="checkbox"/> 今後の指導方針や具体的な手立てについて説明する。	<input type="checkbox"/> 事実経過を丁寧に説明し、家庭との連携を図る	



【再発防止に向けた取り組み】

- 原因の分析
- 学校の指導体制の確認(場合によっては見直しも)
- 指導方法の改善・充実(居場所づくり、自己有用感の育成など)